

北海道消費生活審議会について

1 目的

道民の消費生活の安定及び向上を図るため、知事の附属機関として設置

2 構成等

(1) 委員数

学識経験者（公益代表）	5名（会長及び会長代理を選出）	
消費者代表	6名（うち公募委員3名）	
事業者代表	4名	計15名

(2) 任期

就任の日から2年

(3) 部会の設置

必要に応じて設置

（会長代理が部会長となり、学識経験者1名、消費者代表1名、事業者代表1名、さらに必要に応じて1名程度の計5名程度での構成を想定）

3 審議事項

- ・知事の諮問に応じ、道民の消費生活に関する事項その他北海道消費生活条例の運用に関する重要事項。
- ・審議事項に関し、知事に建議することができる。

<条例により審議事項とされているもの>

(1) 北海道消費生活基本計画の策定

道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
（資料2のとおり）

(2) 事業者が供給する商品及び役務に係る適正な規格、表示等の基準又は標準の策定

道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときに策定
（令和元年度消費生活関連施策推進状況等に関する年次報告書 28 頁のとおり）

(3) 不当な取引方法の定め

事業者が消費者との間で行う取引に関し行ってはならない行為として規定
（北海道消費生活条例第16条第1項、同施行規則第3条の2及び別表に規定）
（年次報告書 28 頁以下のとおり）

<その他北海道消費生活条例の運用に関する重要事項>

法令改正を受けた、又は社会情勢等に応じた条例改正の必要性 等

4 参考事項

北海道消費生活条例及び同施行規則の審議会に関する条項 資料1-1のとおり
第20期から第22期までの審議会開催状況 資料1-2のとおり